

# 医療計画における基準病床算定式の変更

(平成18年4月)

## ◎ 従来の基準病床算定式

基本部分

基準病床数 = 区域内年齢階層別男女別住民数 × ブロック内年齢階層別男女別入院率

± 区域をまたぐ流出・流入 + 加算部分



## ◎ 新しい基準病床算定式

残存率と退院率の現在値及び目標値を算定式に組み込むことにより、現在値が目標値に近づけば基準病床数は更に下がる仕組みとなっている。この結果、算定式上ではあるが10年後(2015年)には約7万床減少する見込み。

基準病床数 = (一年未満群※) + (一年以上群※※) + 加算部分

※一年未満群 =  $(\Sigma AB + C - D) \times F / E1$

A: 各歳別人口(将来推計、4区分)

B: 各歳別新規入院率(実績、4区分)

C: 流入患者数

D: 流出患者数

E1: 病床利用率(95%)

F: 平均残存率(目標値) = 24%

※※一年以上群 =  $[\Sigma G(1 - H) + I - J] / E2$

G: 各歳別一年以上在院者数(実績、4区分)

H: 一年以上在院者各歳別年間退院率(目標値、4区分) = 29%

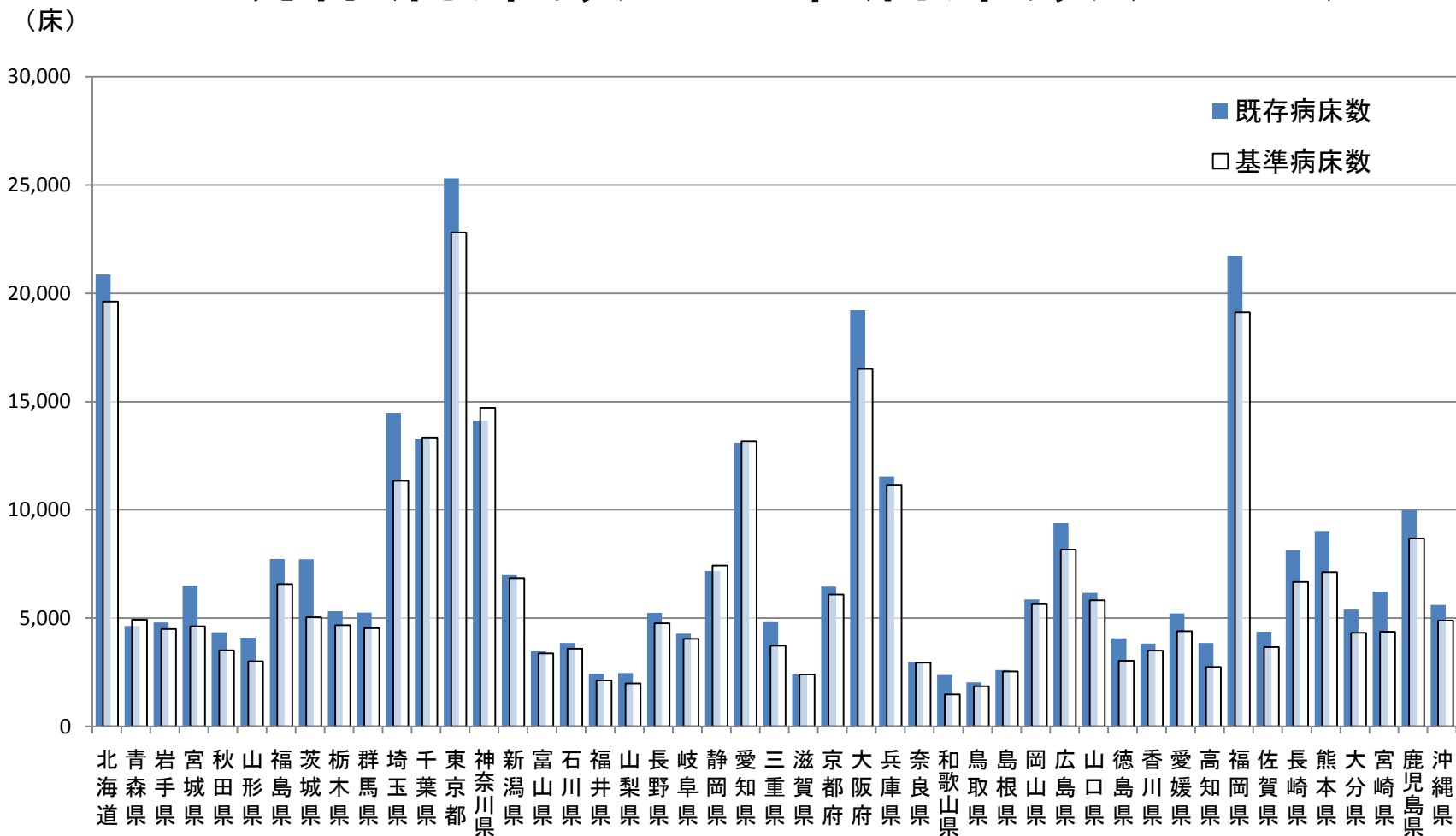
I: 新規一年以上在院者数(一年未満群からの計算値)

J: 長期入院者退院促進目標数(目標値)

(病床数が多く(対人口)、かつ退院率(一年以上群)が低い地域が設定)

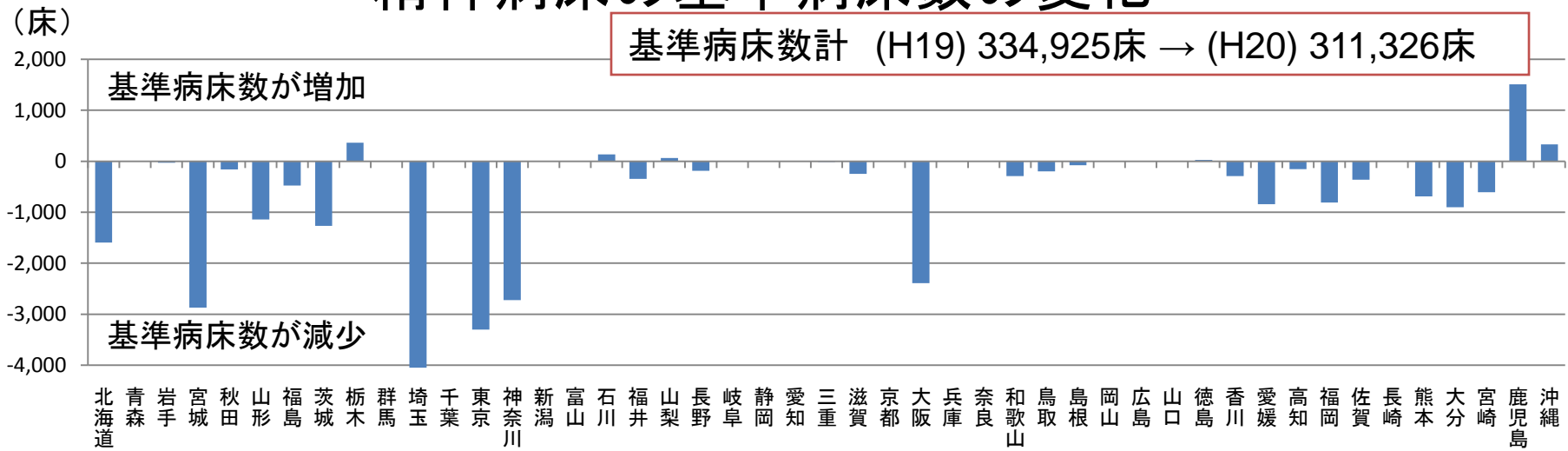
E2: 病床利用率(95%)

# 各都道府県の医療計画における 既存病床数と基準病床数(H20)

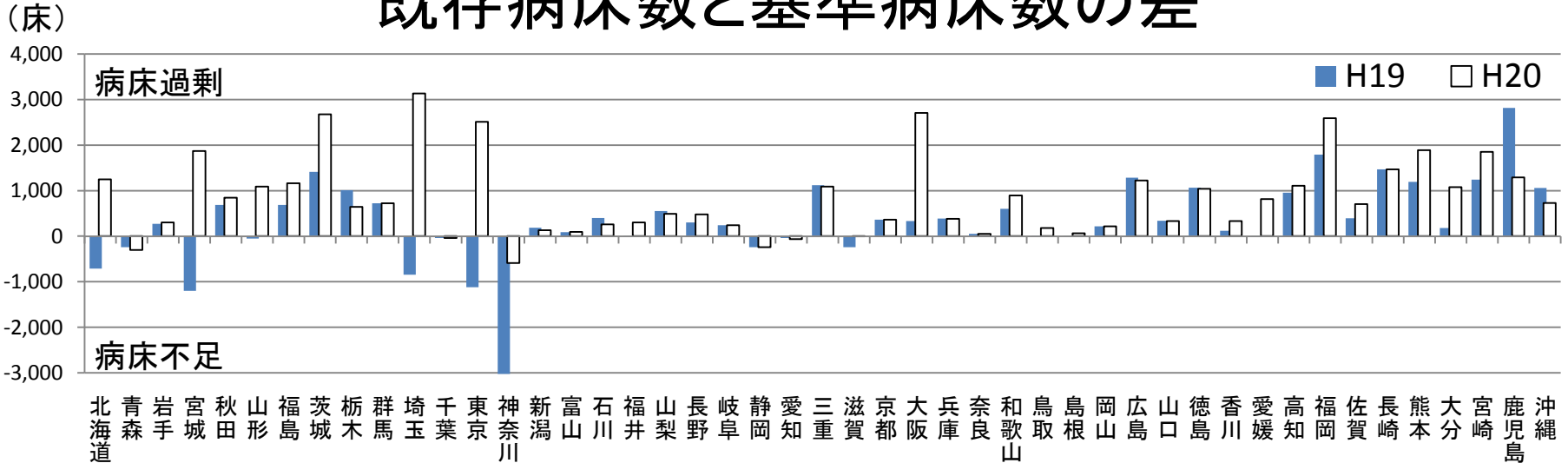


基準病床数計: 311, 326床

# 平成20年の医療計画見直し前後の 精神病床の基準病床数の変化



## 既存病床数と基準病床数の差



H19には14都道県で病床不足となっていたが、基準病床算定式の変更後の医療計画の見直しにより基準病床数が引き下げられた結果、H20には、病床不足は5県のみとなり、これら以外の県では、原則として、病床の増加ができなくなった。